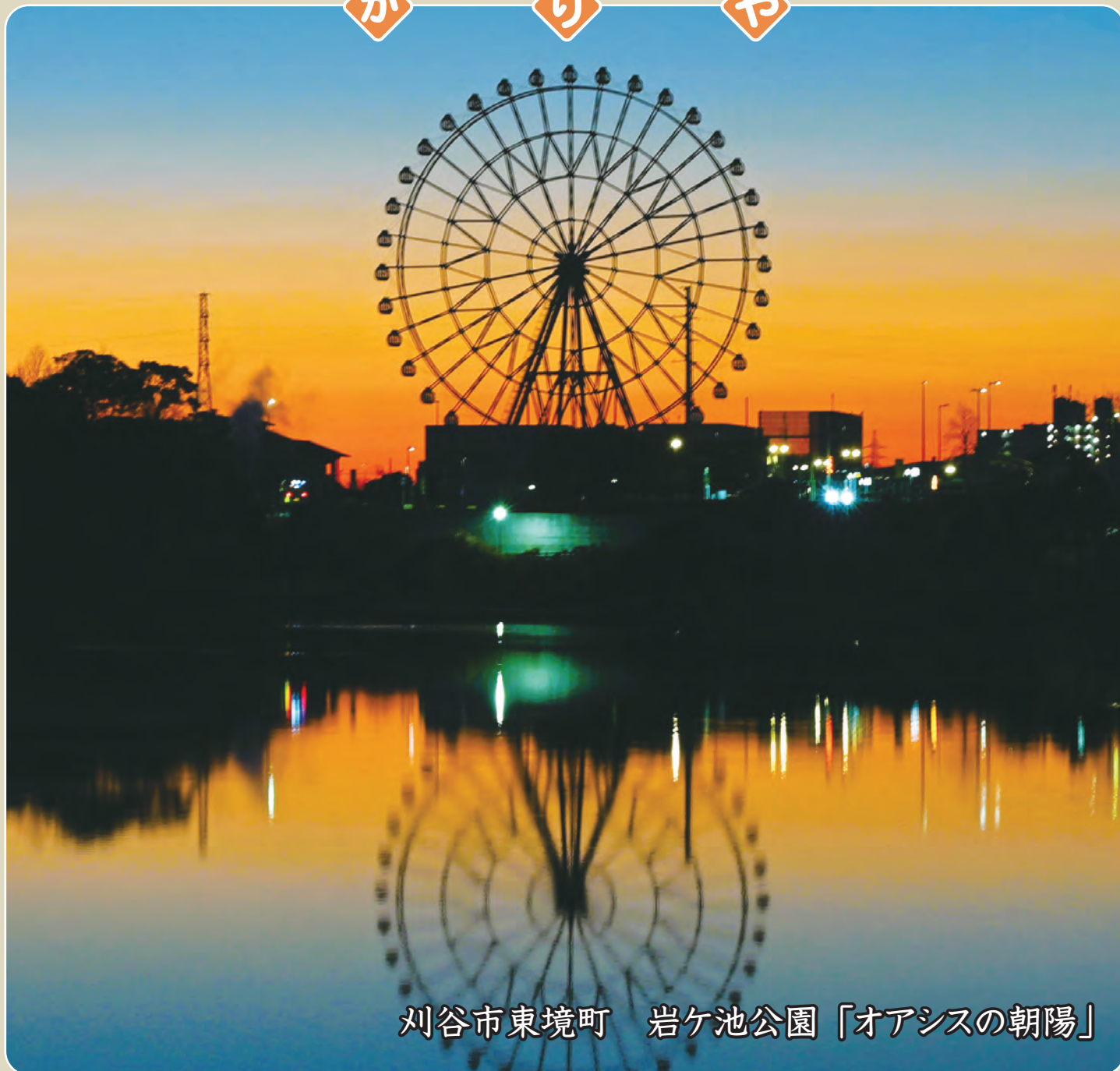


2026
10 月
No.630

かりや

か り や



刈谷市東境町 岩ヶ池公園「オアシスの朝陽」

写真提供：渡部 修 氏

も く じ

愛知労働局長 着任ご挨拶.....	1	愛知県の全産業死亡災害.....	8
愛知労働局 雇用環境・均等部長 着任ご挨拶.....	2	労働者死傷病報告書受付状況.....	9
全国労働衛生週間を迎えて.....	3	無災害記録証伝達式.....	9
全国労働衛生週間説明会が開催される.....	4	監督署だより.....	10
愛知県最低賃金が 10 月 1 日から 1,195 円に改正.....	5	衣浦東部保健所コーナー.....	11
令和 8 年 10 月 1 日からハラスメント対策が強化されました！.....	5	社会保険労務士が答える企業の労務管理.....	12
新 同一労働同一賃金ガイドライン・カスハラ対策等義務化への対応を労務部門ナンバー1弁護士に聴く.....	6	脱監督官の労務相談サロン.....	13
国家資格 社会保険労務士試験受験対策総合講座無料ガイダンス開催.....	7	会員だより.....	14
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	8	お知らせ.....	15

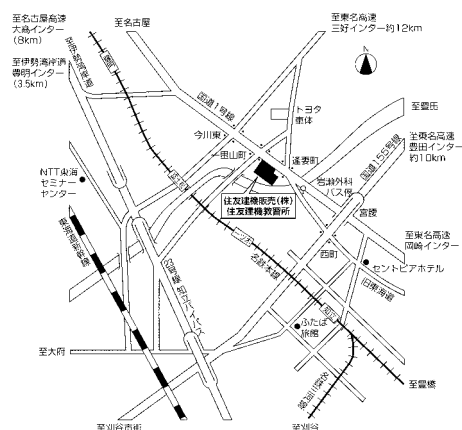


	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
移動式クレーン				●	●	●	●																								
クレーン・デリック				学科講習 学科実技併合	(9/26~29- 10/1+2)																										学科講習
車両系建設機械	14Hコース																														14Hコース
解体用機械 不整地運搬車																															
小型移動式クレーン																															
玉掛 クレーン特別教育 玉掛(B)併合																															
高所作業車																															
床上クレーン																															
ガス溶接																															
特 別 教 育																															
安全衛生教育等																															

10月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
移動式クレーン				●	●	●	●																							
クレーン・デリック				学科講習 学科実技併合																										
車両系建設機械				14Hコース 14Hコース																										14Hコース
解体用機械 不整地運搬車																														
小型移動式クレーン																														
玉掛 クレーン特別教育 玉掛(B)併合																														
高所作業車																														
床上クレーン																														
ガス溶接																														
特 別 教 育																														
安全衛生教育等																														

11月



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24時間いつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス **<https://www.sumitomokenki.co.jp>**

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

着 任 の ご 挨 拶



愛知労働局長 久知良 俊二

この度、8月1日付けで愛知労働局長に着任いたしました久知良です。

刈谷労働基準協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知の労働行政を取り巻く情勢ですが、令和8年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.23倍となっています。求人が求職を上回る状況が続いていることから、雇用情勢は持ち直しの動きが継続しているものと認識しておりますが、物価上昇や国内外の経済動向など、雇用情勢への影響については引き続き注視が必要です。

このような情勢の中、本年度、愛知労働局では重点課題として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援」、「人材確保支援、リ・スキリングの推進」及び「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」を3つの柱として掲げ、施策に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援」につきましては、個々の企業が自らのニーズに沿った支援策を活用することができるよう、厚生労働省だけでなく中小企業庁の助成金や自治体の取組などをまとめた愛知局版の「賃上げ支援助成金パッケージ」を周知するとともに、雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するため、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図ってまいります。

「人材確保支援」につきましては、ハローワークには雇用のセーフティネットとして、マッチング機能の向上が求められています。

求人者に対しては、事業所訪問を通じて地域企業のニーズを的確に把握し、企業の魅力発信や採用戦略に関する助言を行い、求職者に対しては、多様化するニーズを的確に把握し、担当者制による伴走型支援等を行うなど、マッチング機能の強化を図ってまいります。

「リ・スキリングの推進」につきましては、賃上げと人手不足緩和の好循環に向けて、労働者の生産性を高める観点から、DX・生成AIの普及等の技術トレンドなども踏まえ、企業の人材育成及び幅広い労働者に対し効果的に取り組んでまいります。

「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」につきましては、女性活躍推進法や育児・介護休業法等の履行確保を図るとともに、カスタマーハラスメントや求職者等セクハラ防止措置を義務付ける改正労働施策総合推進法等の周知及び履行確保を通じて、多様な働き方の実現に向けた環境整備を支援してまいります。

障害のある方の雇用対策につきましては、法定雇用率が令和8年7月に2.7%に引き上げられたことを踏まえて、特に中小企業を中心に新たに雇用率未達成となる企業の増加も見込まれることから、職場での障害者雇用への理解促進のための出前講座の実施、セミナーを通じた支援策の周知や事例の展開、就職面接会の開催など、障害のある方と雇用する企業の双方に寄り添った支援を進めてまいります。

安全で健康に働くことができる環境づくりにつきましては、過重労働や過労死等の防止に向けた監督指導の徹底とともに、時間外労働の上限規制の遵守に取り組む中小企業等への丁寧な相談・支援等を通して、「働き方改革」の定着を図ってまいります。また、安全衛生管理を経営課題として捉え、リスクアセスメントのプロセスを通じて、安全のみならず、生産性や品質、環境などの向上を一体的に管理する「安全経営あいち[®]」を推進してまいります。

労働保険制度の円滑な運営につきましては、労働保険の未手続事業の把握と加入勧奨、労働保険料の適正な算定及び徴収に努めてまいります。

これら、労働局の重点施策について、あらゆる機会を捉え、わかりやすい丁寧な発信に努める所存です。皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

着任のご挨拶

多様な人材の活躍促進と職場環境改善、賃金引上げに向けた支援に取り組みます



愛知労働局 雇用環境・均等部長 田名網 洋子

8月1日付けで、愛知労働局雇用環境・均等部長を拝命いたしました田名網でございます。25年ぶりに愛知労働局で勤務することとなり、再び愛知の地で職務に携わることができますことを大変光栄に存じております。

刈谷労働基準協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃から愛知労働局が推進する各種施策につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますこと心より厚く御礼申し上げます。

さて、私たちを取り巻く状況としては、「少子高齢化を背景とした急速な生産年齢人口の減少」、「賃金上昇に見合う価格転嫁の遅れ」などの課題が多くございます。

急速に生産年齢人口が減少する中で、持続的な成長を実現するためには、年齢や性別、個々の事情にかかわらず、多様な人材がその能力や経験を十分に発揮できる社会の実現が重要です。そのため、誰もが安心して安全に働き続けることのできる職場環境づくりを推進してまいります。

特に女性活躍の推進につきましては、本年4月から、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に対し、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務付けられました。愛知県では女性の就業率は高い一方で、女性管理職比率や男女間賃金差異の面では依然として課題が見られます。こうしたことから、事業主の皆様には単に数値を公表するだけでなく、その背景にある課題を分析し、改善に向けた取組につなげていただけるよう支援してまいります。また、無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスへの気づきと解消に向けた意識啓発にも取り組んでまいります。

加えて、本年10月には非正規雇用労働者の処遇改善に影響がある同一労働同一賃金に関するガイドラインの改正や、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置の義務化を内容とする法改正が施行されます。これらが雇用の現場で着実に取り組まれるよう、丁寧な周知と履行確保に努めてまいります。

今年度の愛知県最低賃金時間額については、1,140円から55円引き上げ、時間額1,195円への改正がなされますが、中小企業などからは、「人件費の負担が増えて利益が減少した、賃上げに見合う価格転嫁が進んでいない」などの声が聞かれます。最低賃金・賃金の引上げを実現するには、労務費の適切な価格転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、本年2月に行政機関・経済団体・労働団体のトップにご出席頂いた愛知県地方版政労使会議において、関係9団体による共同メッセージを発出するなど、賃金引上げに向けた環境整備や価格転嫁の機運醸成を図ってまいります。

また、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう、厚生労働省だけでなく中小企業庁の助成金や自治体の取組などをまとめた愛知局版の「賃上げ支援助成金パッケージ」を周知するとともに、愛知働き方改革推進支援センターにおいて、各企業のニーズに応じた助成金や補助金の活用に向けたアドバイスを行うなどの支援を行ってまいります。

令和8年度におきましても、刈谷労働基準協会様のご協力をいただきながら、会員企業の皆様にわかりやすく愛知労働局の施策をお伝えできるよう努めてまいりたいと存じますので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

全国労働衛生週間を迎えて

刈谷労働基準監督署長 相部 明浩

刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度で第77回を迎える全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、国民の労働衛生意識の高揚を図り、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきているところです。

本年は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

のスローガンのもと、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、全国で展開されます。

令和8年の当署管内における休業4日以上の上業務上疾病の発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）は、8月21日現在（速報値）で21件発生しており、そのうち腰痛が13件、無理な動作等による疾病（腰痛除く）5件、熱中症2件、有害物との接触1件となっております。

また、近年、過労死等事案について、特に精神障害事案が年々増加しており、全国における令和7年度の請求件数は4,958件（前年度比1,178件の増加）、支給決定件数は1,082件（前年度比26件の増加）で過去最多を更新しました。うち自殺の件数（未遂を含む）は76件（前年度比12件の減少）でした。

また、出来事別の支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」222件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」と「セクシュアルハラスメントを受けた」127件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」113件の順に多い結果となりました。

過労死等事案の減少を図るためには、長時間労働による健康障害防止はもとより、職場におけるメンタルヘルス対策についての取組が益々重要となってきています。

厚生労働省では、行政運営の推進に資することを目的として労働安全衛生調査を行っていますが、令和7年の調査結果によりますと、

- ・過去1年間（令和6年11月1日～令和7年10月31日までの期間）にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は13.5%（令和6年調査12.8%）
- ・現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレスとを感じる事柄がある労働者の割合は67.5%（令和6年調査68.3%）

となっています。ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策を適切に実施し、労働者の心の健康の保持増進を図っていくことが必要です。

この他にも、労働衛生対策として、化学物質による健康障害防止対策、石綿によるばく露防止対策、粉じん障害防止対策、腰痛対策、治療と仕事の両立支援等取り組むべき課題が多岐にわたりますが、事業場の皆様におかれましては、心と体の健康職場を目指し、より働きやすい職場環境の形成に一層のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、会員事業場の皆様の益々のご発展と、業務上疾病を含む労働災害の更なる減少を祈念いたしまして、全国労働衛生週間を迎えてのメッセージとさせていただきます。

全国労働衛生週間説明会が開催される

刈谷労働基準協会

9月3日(木)刈谷市総合文化センター小ホール、4日(金)碧南商工会議所において刈谷労働基準協会主催、刈谷労働基準監督署後援で「全国労働衛生週間説明会」を開催しました。

全国労働衛生週間は昭和25年に始まり、本年度で77回目を迎えます。本年度のスローガン

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

を掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで全国一斉に実施されます。

説明会の冒頭、碧南会場では当協会鈴木支部長、そして各会場では刈谷労働基準監督署の相部署長から挨拶があり、刈谷監督署管内の業務上疾病発生状況などから、「腰痛」や「熱中症」、「精神障害」などの発生に対する注意喚起と「仕事と治療の両立支援」なども含め多岐にわたる労働衛生課題に対する、より働きやすい職場環境の形成により、心と体の健康職場を実現して欲しいとの説明がありました。

挨拶の後、次のような内容で説明・講演が行われました。

◆「全国労働衛生週間実施要綱等について」

刈谷労働基準監督署 中村第二方面主任監督官

◆「労働衛生行政に関する課題・ポイントについて」

刈谷労働基準監督署 杉浦労働基準監督官（刈谷会場）
澤田労働衛生専門官（碧南会場）

◆「ストレスチェックを『実施して終わり』にしないために」

～ストレスチェックの集団分析を利用した職場環境改善等について～

愛知産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策・両立支援促進員 水越 真代氏

◆「健康経営で防ぐ“見えない”損失」

あいち健康プラザ 健康開発部 研修啓発課 中村 誉課長

◆「事業所交流会のご案内」

衣浦東部保健所 総務企画課 田口 良子氏



鈴木支部長



相部署長



中村第二方面主任監督官



杉浦労働基準監督官



澤田労働衛生専門官



水越 真代氏



中村 誉課長



田口 良子氏



碧南会場風景

この説明会には、2会場で143名が参加されました。これを機に、各企業の経営トップ、従業員、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的な取組みにより、従業員の心と体の健康が確保され、働きやすい健康職場を目指し、「安全経営あいち®」のより一層の推進をお願いいたします。

愛知県最低賃金が 10 月 1 日から 1,195 円に改正

労働基準局 賃金課

愛知県最低賃金は、令和 8 年 10 月 1 日から時間額 1,195 円に改正されます。

(現行 1,140 円から 55 円アップ)

県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を 1 時間当たりの金額に換算して時間額 1,195 円と比較します。

刈谷労働基準監督署

TEL : 0566-21-4885

〒448-0858

刈谷市若松町 1-46-1

刈谷合同庁舎 3 階

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行い、かつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ

愛知労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されました!

カスタマー・ハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマー・ハラスメント」とは、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、④～⑥の要件を全て満たすものをいいます。※電話やSNS等インターネット上のもの含む。

カスタマー・ハラスメントの防止のために講ずべき措置

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ①カスタマー・ハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
 - ②カスタマー・ハラスメントの内容及びあらかじめ定められた対応の内容を、労働者に周知する
 - ③特に悪質と考えられるカスタマー・ハラスメントへの対応の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対応を行うことができる体制を整備する
- ◆相談体制の整備
 - ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
 - ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする
- ◆事後の迅速かつ適切な対応
 - ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
 - ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
 - ⑦再発防止に向けた措置を講ずる
- ◆そのほか併せて講ずべき措置
 - ⑧相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
 - ⑨相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、関係者の権利利益が損なわれる、関係者による不当な差別・誹謗、の禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が他の労働者に対してカスタマー・ハラスメントを行った場合、その取り扱等の事業主から事業場関係者の周知・実施に際して必要な協力を求めた上、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「**性的な言動**」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
 - ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対応の内容を、労働者に周知・啓発する
 - ③求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する
- ◆相談体制の整備
 - ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
 - ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする
- ◆事後の迅速かつ適切な対応
 - ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
 - ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
 - ⑧行為者に対する措置を適正に行う
 - ⑨再発防止に向けた措置を講ずる
- ◆そのほか併せて講ずべき措置
 - ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
 - ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

ハラスメント対策にお役立ていただきたいツールのご紹介

ハラスメント対策総合情報サイト「あかいる職場応援団」

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

厚生労働省のウェブサイト「あかいる職場応援団」では、研修で使用できる動画や裁判事例などが掲載されているほか、店内や受付等に掲示するポスター画像のダウンロードができます。ぜひ積極的にご利用ください。

「あかいる職場応援団」では、業種別カスタマー・ハラスメント対策企業マニュアルも順次更新予定です。

愛知労働局ホームページ

ハラスメントの対応には、ハラスメント対策特集ページやアンコンシャス・バイアスに関するページをお役立てください。

厚生労働省ホームページ

職場におけるハラスメント防止対策に関する最新情報をご確認いただけます

お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (TEL: 052-857-0312)

令和 8 年 10 月 1 日施行

新 同一労働同一賃金ガイドライン・カスハラ対策等 義務化への対応を労務部門ナンバー 1 弁護士に聴く

名北労働基準協会

さる 9 月 10 日、愛知県下各労働基準協会はウインクあいち（名古屋市中村区）において「労働重要問題対応セミナー」を開催。愛知県内をはじめとする企業の経営者、人事労務・安全衛生部門責任者および担当者、社会保険労務士等労働専門家など、当日会場参加と後日配信インターネット受講合わせて約 150 名が参加しました。

「派遣労働者を含め退職手当、家族手当、住宅手当、無事故手当、賞与等の詳細な留意事項を追記した同一労働同一賃金ガイドラインの改正」と労働施策総合推進法および男女雇用機会均等法の改正に伴い「顧客先等からのカスタマーハラスメント等対策、就活セクハラ規定の企業義務」がともに令和 8 年 10 月 1 日から施行されます。

本セミナーは法改正等に円滑に対応することで労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる労務管理を実現することを目的に開催されました。

セミナーでは、はじめに岡崎労働基準協会 祖父江専務理事が開講挨拶を行い、続いてビジネス弁護士 人事労務部門ナンバー 1 弁護士（弁護士ドットコムのランキング）である石寄信憲弁護士が「施行前の日本版同一労働同一賃金改訂ガイドラインと就活セクハラ、そしてカスハラの実務対応」を演題に次の講演を行いました。

1、（日本版）同一労働同一賃金

- (1)(日本版) 同一労働同一賃金をめぐるこれまでの経緯
- (2)立法等関係
- (3)労働政策審議会等関係
- (4)同一労働同一賃金ガイドライン等関係
- (5)司法（裁判）等関係
- (6)行政指導等関係



会場風景

2、ハラスメント

- (1)ハラスメント 6 類型
- (2)ハラスメント 6 類型の分類
- (3)ハラスメントの行為類型と法的評価(特にセクハラとパワハラ)
- (4)ハラスメント行為の原因と対策
- (5)求職者等セクハラ
- (6)カスハラ（パワハラとセクハラ）
- (7)ハラスメントに関する石寄弁護士の考え方
- (8)パワハラと注意指導・改善指導



石寄信憲弁護士



祖父江専務理事

本セミナーのインターネット受講は、引き続き受付中です。お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付（☎ 052-961-1666）にて承ります。

令和8年11月スタート

国家資格 社会保険労務士試験受験対策総合講座 無料ガイダンス開催

名北労働基準協会

愛知県下各労働基準協会では9月5日より5回にわたり「社会保険労務士試験受験対策総合講座無料ガイダンス」を開催しています。

約2時間行われる通常ガイダンスでは、社会保険労務士の業務をはじめ、試験の概要、受験対策講座の概要等を説明しています。会場は、当協会大会議室、ウインクあいち（夜間開催）、安保ホールの3か所で開催。安保ホールでは通常ガイダンスに加え、中高齢者向け特別ガイダンスを実施しました。

「社会保険労務士試験受験対策総合講座」は、来年8月末に実施される社会保険労務士試験に向けた受験対策講座で、毎年11月より基礎学習講座（2日間）がスタートします。その後、受験対策講座（9日間）、受験直前講座（2日間）と続き、来年8月初旬まで約10カ月間にわたり実施します。

全日程を土曜・日曜の13日間少回数集中講座とし、ご予約に合わせた受講日時の選択や苦手科目の重複受講が可能です。

また、雇用保険の教育訓練給付金対象講座であり、再受講生、夫婦・親子・学生を対象とした各種割引助成制度もあることから、多数のみなさまが利用しています。

9月5日に開催した通常ガイダンスでは、はじめに講座実施管理者で主任講師の当協会副会長・事務局責任者 市之瀬特定社会保険労務士が、講座の特色・合格へ向けた学習方法の説明を行いました。

次に、講座担当講師が各種割引助成制度、社会保険労務士試験内容、受験資格の説明を行い、講座で実際に行っている体操を講師とともに体験。続いて、当講座の合格者で、現在名古屋市内で開業し活躍されている川喜田特定社会保険労務士の合格体験談をお聞きました。

また、9月19日に開催した中高齢者向け特別ガイダンスは、通常ガイダンスに加え、吉山社会保険労務士事務所所長 吉山特定社会保険労務士（愛知労働局総合労働相談員）が高年齢者雇用に関する法律をはじめ、企業引退後の人生、生涯現役を目指して等をテーマに自身の経験談を伝えました。



川喜田特定社会保険労務士

- この無料ガイダンスは今後、
- ◆10月2日18時15分より、ウインクあいち（名古屋駅近く）
 - ◆10月10日10時より、当協会（名古屋市北区）
- で行います。
（当日参加および録画DVDと資料の送付可）

【講座の特徴】

- この講座は、
- ▽全土日13日間開催の集中講座で通学回数が少ない
 - ▽初学者に優しいステップアップ学習
 - ▽受講日時の選択に加え重複受講が可能
 - ▽合格まで、そして合格後もきめ細かい支援
- 等の特徴があり、通学講座ならではの続けられる学習環境で、早期合格を目指します。

毎年20代から70代までの幅広い年齢層の受講生が「生涯現役」を目指して勉強をスタートし、合格されています。

社会保険労務士の資格に興味のある方はぜひ無料ガイダンスにお出かけください。

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・お申し込みは「社労士受験何でも相談室」（相談無料）

☎052-938-7567 まで。匿名相談可。



通常ガイダンス 講座で行っている体操を体験



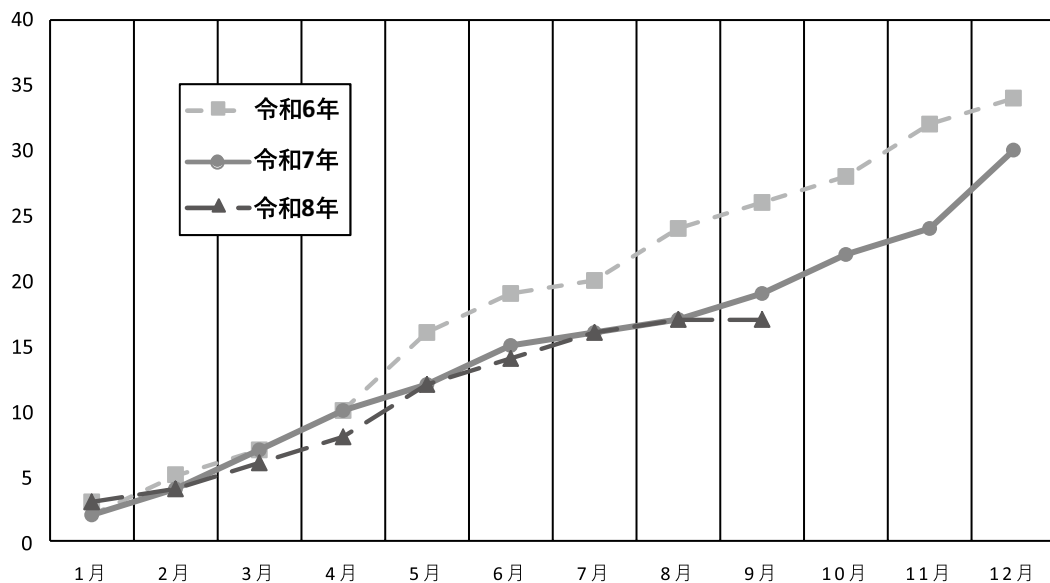
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和8年9月3日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和8年速報値	令和7年同時期（速報値）	令和7年確定値
製 造 業	造 業	4	5	8
	食 料 品 製 造 業	0	0	0
	化 学 工 業	0	1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	4	2	2
	金 属 製 品	0	0	1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	0	1	1
建 設 業	そ の 他	0	1	3
	土 木 工 事 業	5	2	8（1）
	建 築 工 事 業	3	1	3（1）
	そ の 他	1	0	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業		2（1）	4（3）	4（3）
商 業	業	1	1（1）	5（3）
	卸 売 業	1	0	2（1）
	小 売 業	0	1（1）	2（2）
	そ の 他	0	0	1
清 掃 ・ と 畜 業		1	1	3
上 記 以 外 の 事 業		4（1）	2（1）	2（1）
合 計		17（2）	15（5）	30（8）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和8年9月3日現在）

愛知労働局

発 生 月 発 生 時 間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R8.8.17. 11:40	商業	9名以下		40代	0年	高温・低温 の物との 接触	高温・ 低温環境	倉庫内で梱包・出荷作業に従事していた被災者が体調不良を訴えたため休憩させていたが、その後、意識消失状態で発見された。救急隊が確認したところ、心肺停止状態であった。

令和 8 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 8 年 8 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	23		119		112		+7		建 設 業 計	6		28		24	(1)	+4	-1
食 料 品	5		22		24		-2		土 木	1		1		5		-4	
織 維	1		2		1		+1		建 築	2		19		10		+9	
木材・木製品									そ の 他	3		8		9	(1)	-1	-1
製紙・印刷	1		3		1		+2		交通・運輸業	1		44	(1)	33	(1)	+11	
化 学	1		8		9		-1		陸上貨物業			2		1		+1	
窯業・土石	2		6		10		-4		港湾荷役業			1		2		-1	
鉄鋼・非鉄			9		5		+4		商 業	7		52		37		+15	
金属製品	2		14		18		-4		接客・娯楽業	1		18		20		-2	
一般機械	4		15		9		+6		清 掃 業	3		11		8		+3	
電気機械			4		2		+2										
輸送用機械	6		32		31		+1		そ の 他	6		53		72		-19	
その他製造	1		4		2		+2		合 計	47		328	(1)	309	(2)	+19	-1

※本統計は令和 8 年 8 月末までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

トヨタ紡織株式会社 刈谷工場
（自動車部分品・付属品製造業）
第一種無災害記録「390 万」時間達成



記録証を受けられた刈谷工場
工場長 上米良 様（写真右）

去る令和 8 年 5 月 26 日に第一種無災害記録を達成されました、トヨタ紡織株式会社 刈谷工場様に、刈谷労働基準監督署長より厚生労働省労働基準局長無災害記録証*を伝達しました。

記録証を受けられました事業場におかれましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに上位の無災害記録を目指していただきたいと思います。

※厚生労働省では『無災害記録証授与内規』に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。ご申請をお待ちしています。

労働衛生 3 管理の推進について

刈谷労働基準監督署

労働衛生管理の基本的な枠組みとして「労働衛生 3 管理」という重要な考え方があります。「労働衛生 3 管理」は「作業環境管理」（有害物濃度、照明、気温などの労働者が作業中におかれる環境に着目した管理）、「作業管理」（作業の自動化、省力化、保護具着用などの労働者が行う作業自体に着目した管理）、「健康管理」（健康診断など労働者個人の健康状態に着目した管理）からなりますが、それぞれの管理は独立して考えるのではなく、相互に影響、補完しながら管理していくことが重要です。

事業場内には既に、それぞれの管理に該当するデータ（作業環境管理→作業環境測定結果など、作業管理→作業標準など、健康管理→各種健康診断結果など）が保管されていると思われますが、それぞれのデータを有機的に連携させたいうで、事業場内における問題点の把握、分析に繋げていくことがより効果的です。また、そのような仕組みを自社内で構築していくことが自律的管理に繋がります。

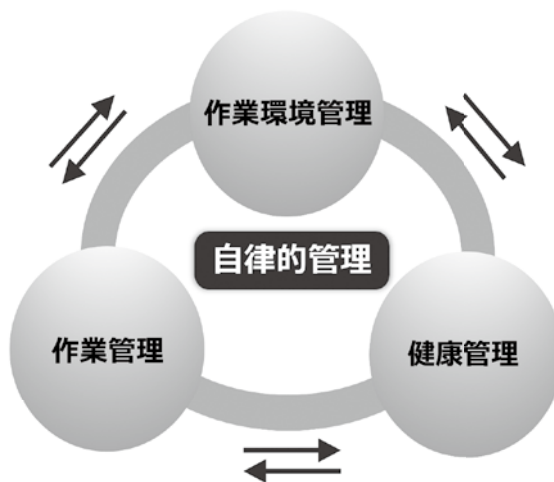
今一度、「労働衛生 3 管理」の相互補完を踏まえたうで、自社内での管理を見直し、より効果的な管理に繋げていきましょう。

○「労働衛生 3 管理」の相互補完の例

- ・健康診断結果の異常所見をきっかけにして、作業環境及び作業の異常点（化学物質の暴露など）の特定に繋げる。（「健康管理」→「作業環境管理」「作業管理」）
- ・適正な作業環境を把握したうで、適正な保護具の選択に繋げる。（「作業環境管理」→「作業管理」）

※これらはあくまで例であって、3 管理それぞれを独立させないことが重要です。

それぞれの管理を独立して考えるのではなく、相互に補完しながら管理していくことが重要



働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 掛金の一部を国が助成！
事業主の負担を軽減します。
- ② 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。
- ③ 外部積立型でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。

- パートタイマーもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234

衣浦東部保健所コーナー

＜＜今月は知立市よりお知らせです＞＞

ともだち 健康知立マイレージを実施しています

健康づくりに取り組むことでポイントが貯まり、チャレンジ達成で健康になれるだけでなく参加賞も手に入れることができます。さらに抽選で素敵な景品が当たります！

令和8年度のチャレンジ期間は、令和9年1月31日（日）までです。

チャレンジシートまたはアプリからご参加ください。

＜アプリのQRコードはこちら＞

iPhone▶



Android▶



こころの体温計でストレスチェックができます

簡単な質問に答えることで、自身の抱えている潜在的なこころのストレスを簡単にチェックすることができます。

パソコンはこちら

携帯・スマホはこちら▶

知立市 こころの体温計

検索

<https://fishbowlindex.jp/chiryu/>



知立市の相談窓口はこちら

健康経営の推進に出前講座をご利用下さい

知立市内の企業様へ出向き、こころの健康、運動、栄養・食生活、健康・予防、歯科などのテーマで、出前講座を実施しています。利用希望日の2か月前までに、保健センターへ「健康づくり出前講座申込書」を提出してください。申込書は知立市ホームページからダウンロードできます。

＜詳細・申込書のダウンロードはこちら＞



費用は無料だっぴ！



【問い合わせ】
知立市保健センター
〒472-0031
知立市桜木町桜木 11-2
TEL：82-8211
FAX：83-6591

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

村田 享むらた かつら



コミュニケーションの 阻害要因について

従業員が増えたり入れ替わると、さまざまな考え方を持つ人が増え、これまでとは違った考え方をする人が入ってくることもあります。それによりこれまででは問題なく済んでいたことが問題になることがあります。

その原因のひとつにコミュニケーションの取り方があります。

コミュニケーションには円滑な伝達を阻害する要因が多く存在します。

「事実の認識の不足」、「伝達内容の表現の可否」、「伝達ミスや漏れ」、

「認知バイアス（≡考え方の傾向・歪み）」などにより、伝達できる情報は縮減し、歪曲されます。さらに、伝達された側

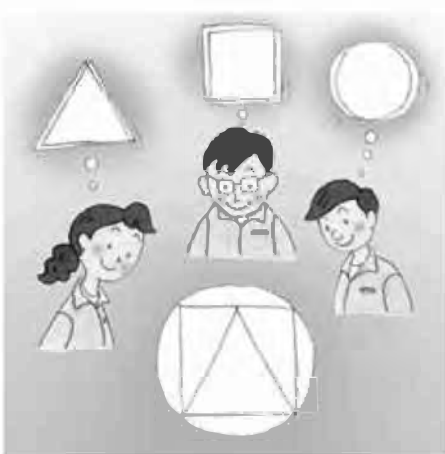
においても「聞き洩らし」、「聞き間違い」、「認知バイアス」等により、受け取った情報はさらに縮減し、歪曲されます。

よくある「言った言わない」問題の中には、伝達漏れや聞き洩らしによって単純に伝わっていない場合もあれば、認知バイアスによってお互いの間に認識違いが起きている場合もあります。

これらの阻害要因の存在を認識しないまま、お互いに自分の主張をすることの問題は大きくなっていきます。

逆に、阻害要因を認識していれば、お互いに「自分の伝え方・受け取り方が悪かった」と譲歩する姿勢が生まれ、大き

な問題にはならないはずで。これらの阻害要因の中で、認知バイアスはその人のそれまでの経験や生活習慣が大きく影響しており、相手の認知バイアスを容易に把握することはできません。



日本では「暗黙の了解」や「阿吽の呼吸」、「以心伝心」など、言葉を使わなくても心が通じ合う状態を表す慣用句があります。が、労務管理においてこれらの状態を過度に期待することは非現実的と言わざるを得ませ

ん。しかしながら、言わずとも相手が察してくれることを無意識のうちに期待している場面は意外と多くあります。

上司が部下に「例の件どうなった？」と尋ねる、部下が上司に、何の件か告げずにいきなり「これ

どうしたらよろしいでしょうか？」と相談するといった状況を見かけることがあります。

いずれも、問いかけた側の頭の中では何の件かはつきりして

いますが、問いかれた側にはわからないか、わかつたつもりで違う件のことを考えているかもしれません。

このような自分本位のコミュニケーションの取り方では、相手の誤解を招くのみならず、お互いに誤解したまま仕事を進めた結果、顧客に迷惑をかけることもあります。

コミュニケーションをとる際は「相手に正しく伝わるだろうか」ということを常に意識し、丁寧に行うことが大切です。

就業規則や社内ルールなどの文書においても同様です。言葉の定義や規定の適用範囲などを明確にし、わかりやすく誤解を生じさせない文面で作成することで労務トラブルを未然に防ぐことができます。

自分が相手に対してとっている態度はそのまま自分に返ってきます。

相手を思いやる心で丁寧に接すれば、相手も自然と同じように接してくれます。

相互理解のコミュニケーションにより、適切な労務管理を心がけましょう。

（日新労務管理事務所
長・ホワイト企業推進社
会保険労務士協議会会員
社会保険労務士）

イラスト・伊藤香澄

第 19 話 ～監督指導の見直し～

相談者 製造業 総務部長 

 「私は製造業の総務部長です。『労働基準監督署において、令和 8 年 9 月 1 日より、時間外・休日労働時間数を月 45 時間以内への削減を求める指導は行なわない』という報道がありました。これは、政府の日本成長戦略本部の提言による規制緩和により、残業の上限が緩くなるということですか？」

 「いいえ、法律上の上限は変わりません。これは労働基準法の条文等の改正ではなく、労働基準監督署が行う監督指導の運用が見直されたということです。具体的には、監督指導の運用で『①止めること』、『②継続すること』、『③重点的に確認し指導すること』の見直しが行なわれました。」

 「『①止めること』は、時間外・休日労働時間数を月 45 時間以内への削減を求める指導ですか？」

 「はい、そうです。従来は、労働基準法の違反の有無に関わらず、過重労働による健康障害防止のために、時間外・休日労働時間数を月 45 時間以内への削減に努めるように、指導書という A3 サイズの用紙にレ点を付けて交付していましたが、その内容の監督指導は行なわないことになりました。」

 「時間外・休日労働時間数が、月 45 時間を超えても指導されなくなるということですか？」

 「これについては誤解されている事業者が多いのですが、36 協定で定めた時間を超えて時間外労働させた場合や 36 協定で定めた時間数に関わらず、実際に時間外・休日労働時間数が月 100 時間以上となった場合や 2 か月から 6 か月までのいずれかの平均で 80 時間を超えた場合等は労働基準法違反となるため、是正勧告書の交付等による監督指導を行なうことには変わりはありません。」

 「『②継続すること』は、具体的にどのような指導が、引き続き行なわれるのですか？」

 「従来から行なっている指導となりますが、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い時間外・休日労働の時間数が月 80 時間を超える場合には、労働基準法の違反の有無に関わらず、月 80 時間以内とするための具体的な方策を検討し実施するように、引き続き監督指導を行なうことになります。」

 「『③重点的に確認し指導すること』は、具体的にどのような指導が行なわれるのですか？」

 「事業場が 36 協定で定める健康福祉確保措置の実施状況を確認し必要な監督指導を行ないます。」

 「36 協定で定める健康福祉確保措置とは、何ですか？」

 「月の限度時間（月 45 時間等）を超えて労働させる特別条項を設ける場合には、健康福祉確保措置を 36 協定で定める必要があります。指針で、『①医師による面接指導、②深夜業の回数制限、③勤務間インターバルの確保、④代償休日・特別な休暇の付与、⑤健康診断、⑥連続休暇の取得、⑦心とからだの相談窓口の設置、⑧配置転換、⑨産業医等による助言・指導や保健指導』の中から協定することが望ましいとされています。そして、月の限度時間を超えて労働させたにもかかわらず、協定した健康福祉確保措置を実施していない場合には、重点的に必要な監督指導をすることになりました。」

 「健康福祉確保措置は、月の限度時間を超えるたびに講じる必要がありますか？」

 「原則として、月の限度時間を超えるたびに講じていただく必要があります。協定した健康福祉確保措置が事業場で実施されていない事例が散見されます。そのため、事業場で実施可能な健康福祉確保措置を協定し、その健康福祉確保措置を実施した記録を 3 年間保存するようにしてください。」

(労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信)

会員だより

知立支部

【会社概要】

名 称：株式会社 丸山塗装店
所 在 地：知立市山町小林 2-1
T E L：(0566) 81-9300
F A X：(0566) 83-1518
創 業：1973 年（昭和 48 年）
法 人 化：1975 年（昭和 50 年）
代 表 者：丸山 直希
事 業 内 容：塗装業



【会社紹介】

創業以来、上は 250m のビルの屋上（怖）から、下は地下 4 階（笑）に至るまで、建築物の塗装をしてまいりました。防水・看板・コーキング工事も一部、取り扱っております。



ご来社頂きました際には、2 名のクルーがお迎え致します。

昨今の想像以上の猛暑に因る、熱中症対策として以下の様に取り組んでいます。



空調服のその下に、保冷剤を保持するベストを着ています。



現場に持ち込めるコンパクトクーラー



冷水が使用出来るコードレスミストファン

【社会貢献活動等】

社会奉仕団体・貢献団体への参加・協力の他、手話言語条例施行に伴い手話習得に向けて勉強中です。

お知らせ

労災保険実務講習会開催について

1. 日 時 2026 年 11 月 16 日(月) 13：30 ～ 15：50
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1 丁目 157 番地 2 電話：0566-45-5981)
3. 次 第
 - 1) 挨 拶 (一社) 刈谷労働基準協会 伊藤労災部会長
刈谷労働基準監督署 相部署長
 - 2) 説 明 「労災認定の実例について」(仮題)
刈谷労働基準監督署 担当者
 - 3) 講 話 「高年齢労働者の健康対策」(仮題)
愛知産業保健総合支援センター 今川促進員
4. 会 費 無料

※参加をご希望される方は、11 月 6 日(金)までに下記よりお申し込み下さい。
当協会ホームページ(事業案内)からもお申し込みができます。



一般社団法人

刈谷労働基準協会

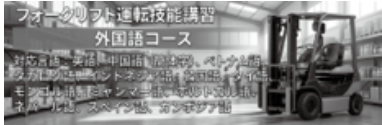
【会員特典】技能講習テキスト代を「半額」補助します!

2026年10月から



2026 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト 自動車運転免許証【有】	(学) 11 月 4 日 (実) 11 月 7・8・14 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	31,625 円	32,450 円
		(学) 12 月 4 日 (実) 12 月 5・6・12 日			
	35H フォークリフト 自動車運転免許証【無】	(学) 11 月 2・4 日 (実) 11 月 7・8・14 日		37,125 円	37,950 円
		(学) 12 月 3・4 日 (実) 12 月 5・6・12 日			
	32H フォークリフト ◆ 外国語 ◆ 自動車運転免許証【有】	(学) 11 月 2・4 日 (実) 11 月 7・8・14 日	フォークリフト外国語 コースのご案内はこちら 	53,130 円	54,230 円
		(学) 12 月 3・4 日 (実) 12 月 5・6・12 日			
	36.5H フォークリフト ◆ 外国語 ◆ 自動車運転免許証【無】	(学) 11 月 2・4 日 (実) 11 月 7・8・14 日	フォークリフト外国語 コースのご案内はこちら 	60,060 円	61,160 円
		(学) 12 月 3・4 日 (実) 12 月 5・6・12 日			
	プレス機械作業主任者	11 月 5・6 日	愛知県技術開発交流センター	12,320 円	13,090 円
	有機溶剤作業主任者	11 月 5・6 日	愛知県技術開発交流センター	12,650 円	13,750 円
		12 月 14・15 日			
		12 月 8・9 日	岡崎市竜美丘会館		
	特化物・四アルキル鉛等 作 業 主 任 者	11 月 12・13 日	愛知県技術開発交流センター	12,650 円	13,750 円
		12 月 7・8 日			
	酸素欠乏・硫化水素 危 険 作 業 主 任 者	11 月 24・25・26 日	愛知県技術開発交流センター	16,555 円	17,710 円
		11 月 24・25・27 日			
	石綿作業主任者	11 月 9・10 日	愛知県技術開発交流センター	12,100 円	13,750 円

フォークリフト運転技能講習 〈外国語コース〉開催中!



**資格取得を
強かにサポートします!**

10月分より会員企業
テキスト代
半額補助!

対応言語一覧

対応言語のご案内:

ポルトガル語、スペイン語、英語、
タガログ語、ベトナム語、ネパール語
ミャンマー語、タイ語、インドネシア語
カンボジア語、モンゴル語
韓国語、中国語

36.5Hコース 会員 **60,060円** (受講料:58,960円、テキスト代1,100円(半額補助))
非会員 **61,160円** (受講料:58,960円、テキスト代2,200円)
(消費税含む)

32Hコース 会員 **53,130円** (受講料:52,030円、テキスト代1,100円(半額補助))
非会員 **54,230円** (受講料:52,030円、テキスト代2,200円)
(消費税含む)

随時開催!

詳細はお問い合わせください。またはホームページをご覧ください。

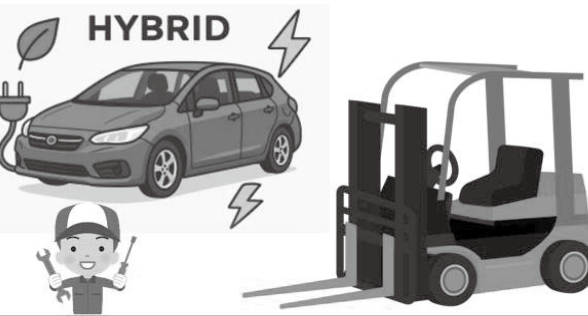
一般社団法人 刈谷労働基準協会

TEL: 0566-21-6337

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
特 別 教 育	自 由 研 削 砥 石	11 月 10 日	愛知県技術開発交流センター	10,450 円	13,750 円
	機 械 研 削 砥 石	11 月 2・3 or 9 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	プレス金型取替調整	12 月 9・10 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	ア ー ク 溶 接	12 月 16・17・20 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210 円	26,510 円
	粉 じ ん	11 月 16 日	愛知県技術開発交流センター	8,360 円	11,660 円
	低 圧 電 気 (実 技 7 H 含 む)	11 月 17・18 日	刈谷商工会議所	20,570 円	23,870 円
		12 月 22・23 日			
	フルハーネス型 墜落制止用器具	11 月 19 日	愛知県技術開発交流センター	9,570 円	12,870 円
	産業用ロボット	12 月 16・17・20 or 25 日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円	38,280 円
	テールゲートリフター	12 月 1 日	愛知県技術開発交流センター	13,090 円	15,290 円
そ の 他	一般建築物石綿 含有建材調査者	11 月 17・18 日	愛知県技術開発交流センター	44,000 円	49,775 円
	工作物石綿事前調査者	12 月 9・10 日	愛知県技術開発交流センター	44,000 円	49,280 円
	衛生推進者養成	12 月 1 日	愛知県技術開発交流センター	8,800 円	9,350 円
	化学物質管理者 (製造事業所)	12 月 23・24 日	愛知県技術開発交流センター	23,980 円	27,280 円
	職長教育(製造業)	11 月 12・13 日	愛知県技術開発交流センター	14,300 円	17,600 円
	職長・安全衛生責任者	11 月 12・13 日	愛知県技術開発交流センター	18,370 円	21,670 円
	保護具管理責任者	12 月 25 日	愛知県技術開発交流センター	17,050 円	20,350 円
	有機溶剤業務従 事者労働衛生	12 月 21 日	愛知県技術開発交流センター	8,690 円	11,990 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

テールゲートリフター特別教育	電気自動車等の整備業務に係る特別教育
	
荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育の対象です 労働安全衛生規則 第36条 第5号の4(令和6年2月1日施行)	対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する バッテリー式フォークリフトやHEVなどの整備の業務は、特別教育の対象です 労働安全衛生規則 第36条 第4号の2 (令和6年10月1日施行)
特別教育の受講をご希望の方は こちら→    	特別教育の受講をご希望の方はこちら→ 

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

（県下各協会合同開催）

種別	講 習 会 名	QR コード	10月	11月	12月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会員	
総合労働講座令	1. 労働実務基礎講習 (半日)		13	18		無 料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修 (1日)		7		9	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座 (4日)		14 28	11		全日 36,700	全日 44,500	
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座 (13日間)		詳細は QR コードからご覧ください					
労働セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー				15	無 料		ウィルあいち
	2. 弁護士に聴くトラブルを防ぐ就業規則見直し講座				7	13,000	16,000	名北労働基準協会
	3. 人材確保活用総合対策セミナー・人材紹介・派遣・受入機関展		5		無 料		名古屋能楽堂	
安全衛生	1. 振動工具取扱作業安全衛生教育		22			8,300	9,900	東別院会館
	2. 高齢者安全衛生対策無料セミナー		29		無 料		ウインクあいち	
社員教育	1. 採用担当者研修				4	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. ハラスメント防止研修			4				
	3. ハラスメント相談担当者研修				8			
	4. メンタルヘルスマネジメント研修			25				
	5. アンガーマネジメント研修		23					

中災防主催講習会

（刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます）

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練（KYT）1日研修会	11月20日	愛知県技術開発交流センター	19,800円	22,000円

愛知労働基準協会主催講習会

（県下各協会合同開催）

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科（日）	実 技（日）			
技能講習	鉛 作 業 主 任 者	11月12・13日		ポ ー ラ ビ ル		13,280 円
	乾 燥 設 備 作 業 主 任 者	11月2・3日		ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
	シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー 等 運 転	11 月 30 日	12月1,2,3,4日 12月7,8,9,10日	ポリテクセンター 名 古 屋 港	ポリテクセンター 名 古 屋 港	53,370 円
	ガ ス 溶 接	11 月 6 日	11 月 7 日	ポ ー ラ ビ ル	大 同 特 殊 銅 技 術 学 園	13,780 円
		11 月 24 日	11 月 29 日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ安全衛生 教育センター	
その他	ダ イ オ キ シ ン	11 月 13 日		ポ ー ラ ビ ル		会員 7,090 円 非会員 8,600 円

協賛 第77回 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日
ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

世界のくらしに笑顔届けたい

人々のくらしに寄り添い、
お客様に愛されるクルマづくりへ挑戦してまいります。



トヨタ車体
TOYOTA AUTO BODY

発泡素材で、やさしい快適を。 **INOAC**

セイノさん

イノアック

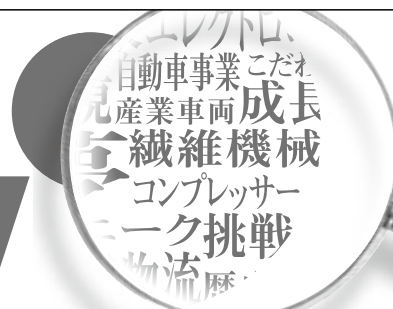
株式会社 **イノアック** コーポレーション

本社 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目13番4号
【支店】東京・名古屋・大阪・九州 【営業所】札幌・東北・浜松・広島 【海外拠点】北米・中国・東南アジア 他

イノアック |



豊田自動織機
www.toyota-shokki.co.jp



ワークスを
カタチに変える。

あらゆる人に 移動革新を Mobility Well-being



DENSO
Crafting the Core

ずっと広がる未来のために

なぜ Why?

JTEKT が必要なのか。

株式会社ジェイテクト

その先にある **シアワセ** を創り出すために。
技術をつなぎ、地球と働くすべての人を
笑顔にする会社だから。

JTEKT



協賛 第77回 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日
ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場



移動の真ん中に
AISIN

22世紀を動かそう

www.aisin.com/jp 株式会社 アイシン



その居心地の良い空間は、トヨタ紡織のある空間です。

QUALITY OF TIME AND SPACE すべてのモビリティへ“上質な時空間”を提供

トヨタ紡織

油圧シリンダー開発で
産業車両の進化を支えます



OKUNO INDUSTRY

奥野工業株式会社 TEL: 0566-93-3100
奥野機材株式会社 FAX: 0566-93-3180

人と電気を未来へつなぐ。

TD 高浜電工株式会社

〒444-1321 愛知県高浜市稗田町一丁目7-8
TEL: 0566-53-1490 FAX: 0566-52-6777
HP: <https://takahamadenko.com/>

KK 寿金属工業株式会社

顧客ニーズにお応えするアルミ合金製鋳物を
試作から、鋳造、後処理、評価まで一貫生産
〒445-0892
西尾市法光寺町北山1番地
TEL 0563-56-3551

Aichi Quality

シェルモールド

空間の追求
クロタ精工株式会社
代表取締役 鈴木 泰博

本社工場 〒447-0887 愛知県碧南市汐田町1丁目26番地
TEL 0566-41-3420 FAX 0566-48-4400
安城工場 〒444-1213 愛知県安城市東端町用地139番地
TEL 0566-92-2088 FAX 0566-92-2081
<https://www.kurotaseiko.co.jp>

JIS
ISO 9001
JIS Q 9001
JIS Q 14001

JIS
JIS Q 9001
JIS Q 14001

Aichi Quality
品質保証

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当
清水 寛樹



Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金 8:30～17:30（祝日等は除く）
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



ミドリ安全の防災セット



- ☐ 初動対応 ☐ 保管場所
- ☐ 避難生活対応

【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セットで
災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポートします

M ミドリ安全株式会社
刈谷支店 / 愛知県刈谷市牛久保 1-59 〒472-0003
電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町 1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定 期 刊 行 誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211) 2073

印編 一 発
刷集 般 行
所人 社 団 法 人

刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四八八-〇八五三
(電話) 〇五六一二二一六三三七
刈谷市幸町二丁目二
青山裕朗
定価一五〇円(税込)